

# 提 案 理 由

第 2 回 （定例会）

筑 後 市 議 会

令和 5 年 6 月 1 6 日

本日ここに、第2回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

ただいま上程されました議案第43号から議案第54号まで並びに報告第2号から報告第4号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号 筑後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、令和5年9月から、補助的パートタイム会計年度任用職員として新たに部活動指導員を配置することに伴い、その職務に応じた処遇を確保するため、所要の改正を行うとともに、文言の整理を行うものであります。

議案第44号 筑後市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、当該感染症への対応に係る防疫等作業手当を廃止し、特定新型インフルエンザ等に位置付けられた感染症への対応に係る防疫等作業手当について定めるものであります。

議案第45号 筑後市税条例の一部を改正する条例制定につきましては、道路交通法及び地方税法の改正により、新たに定義された特定小型原動機付自転車について、軽自動車税種別割の税率を2,000円と定めるものであります。

議案第46号 筑後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額や低所得者に係る軽減判定所得等について改正するものであります。

改正の主な内容は、後期高齢者支援金等課税限度額を20万円から22万円に改めるほか、軽減措置の拡大として平等割及び均等割の5割軽減並びに2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行うものであります。

議案第47号 筑後市農業用取水施設事業分担金徴収条例の制定につきましては、受益者となる行政区や住民の経済的負担の軽減を図り治水対策を推進するため、現行の筑後市水路工事等受益者分担金徴収条例を廃止し、分担金の徴収対象を農業用取水施設に係る事業に縮小し、かつ分担金の負担率や減免内容について見直した新たな条例を定めるものであります。

議案第48号 筑後市火災予防条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の基準の改正に伴い、急速充電設備及び喫煙等に係る規定に関し、所要の改正を行うものであります。

議案第49号 筑後南コミュニティセンター条例の制定につきましては、市民の教育文化の推進や交流の場、災害時の防災拠点施設として、令和6年4月に筑後南小学校敷地内で供用開始する施設の名称を「筑後南コミュニティセンター」とし、同センターの設置及び管理に必要な事項を定めるものであります。

議案第50号 筑後市人権教育啓発センター条例の制定につきましては、議案第49号において開設予定の筑後南コミュニティセンター内に、人権教育や啓発活動の拠点となる「人権教育啓発センター」を設置するため、その設置及び管理に必要な事項を定めるものであります。

議案第51号 筑後市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、現行の指定管理者による施設管理に加え、市直営での管理も可能とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第52号 令和5年度筑後市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正予算は、3億9,714万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を249億4,785万円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第2款 総務費の電子計算事務に要する経費は、公益財団法人地域社会振興財団からの事業採択を受けたことに伴い、高齢者等のデジタルデバインド対策として実施する「地域スマホリーダー」養成事業の関係経費を計上するものであります。

また、国が実施しているマイナポイント事業の期限が令和5年9月末まで再延長されたことに伴い、申し込み支援窓口を継続して設置するために必要な経費を増額するものであります。

なお、一般管理費については、マイナポイント事業に対し支出した会計年度任用職員の報酬等を国庫補助の対象経費とする財源の組替えを行うものであります。

市民活動推進事務に要する経費は、コミュニティ助成事業の採択を受けたことに伴い、筑後北校区コミュニティ協議会の備品等の整備に対し補助金を交付するものであります。

第3款 民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に要する経費は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において創設された、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の負担が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円を給付するために必要な経費を計上するものであります。

生活応援商品券配布事業に要する経費は、原油価格や物価高騰の影響を受けている全市民の生活支援として、令和4年度に引き続き市内の飲食店や商店等で使える「生活応援商品券」を配布するため、関係経費を計上するものであります。

病児一時預り事業に要する経費は、県の補助事業を活用し利用料を無償化することに伴い、委託先の市立病院が徴収していた利用料の減収を補填するため、委託料を増額するものであります。

生活保護事務に要する経費は、生活保護法に基づく生活保護基準が、令和5年10月から改定されることに伴い、生活保護システムの改修に係る委託料を計上するものであります。

第4款 衛生費の予防接種に要する経費は、これまで県において実施されていた一定数以上のワクチン接種を行った診療所に対する支援金の交付について、令和5年度から市が実施することになったため、報償費を計上するものであります。

第8款 土木費の公園管理に要する経費は、水田公園利用者の利便性を高めるため、駐車場整備及び公衆トイレの建て替え工事等に係る経費を計上するものであります。

第10款 教育費、小学校費の教育助成費は、松原小学校において、昨年度に引き続き県のICT化推進事業に取り組むことが決定されたため、関係経費を増額するものであります。

中学校費の教育助成費は、中学校における部活動の地域移行を進めるため、部活動指導員の配置、部活動地域移行検討委員会や説明会の実施に必要な経費を計上するものであります。

社会教育費の青少年教育指導に要する経費は、県の未来子どもチャレンジ応援プロジェクトに基づき、福岡県青少年育成県民会議が実施する市町村体験活動支援事業を活用し、青少年育成友愛事業の令和5年度事業を拡充するため、委託料を増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、国・県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、市債を充てております。

債務負担行為補正は、羽犬塚小学校の給食調理等業務委託における契約期間が令和5年度で満了することに伴い、令和6年度からの受託事業者を選定し、契約を締結するため補正計上するほか、新たに設置される筑後南コミュニティセンター及びサザンクス筑後に係る令和6年度以降の指定管理料を計上するものであります。

地方債補正は、水田公園整備事業に伴う地方債を追加するほか、筑後北中学校のエレベーター更新事業に活用する地方債の変更に伴い、学校バリアフリー化事業の限度額の増額を行うものであります。

議案第53号 財産の取得につきましては、第5分団1号車庫に配備する消防ポンプ自動車一式の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 市道路線の廃止及び認定につきましては、都市計画法に基づく開発行為に伴い、起終点を変更し周辺路線を整理するほか、県道の整備に伴い現地との整合を図るため、現路線を廃止し、新規路線として認定するものであります。

報告第2号 令和4年度筑後市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、多子世帯スマイル支援金事業ほか20事業に要する経費について、翌年度に繰り越すものであります。

報告第3号 令和4年度筑後市一般会計継続費繰越計算書の報告につきましては、再編新設小学校整備事業の令和4年度継続費予算の残額について、翌年度に繰り越すものであります。

報告第4号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、長崎公民館の敷地内において、派遣職員が資源ごみ収集作業のため、ごみ収集車を資源保管庫の方へ後退させたところ、後方の確認不足により、資源保管庫の側面に接触し損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので、報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。